

離島旅館業に対する税制特例措置 をご存じですか？



皆様の思いを支援します！

沖縄の離島で
旅館・ホテル業を
始めたい

高齢者でも
利用しやすい施設に
改修したい

ワーケーションなど
新たなニーズに対応した
施設にしたい

施設が
老朽化してきたので
修繕したい

増築して
客室数・収容人数
を増やしたい

離島の旅館業の皆様を対象とした以下の税制特例措置があります。

① 対象業種

ホテル営業、旅館営業など（民宿やいわゆるゲストハウスも対象）

② 対象設備

建物及び附属設備の「新設」、「改修（増築、改築、修繕または模様替）」、「増設」

③ 取得価額等の要件

資本金規模 設備投資	個人または 資本金1,000万円以下の法人	資本金1,000万円超 5,000万円以下の法人	資本金 5,000万円超の法人
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上	500万円以上	特例なし

④ 特例措置の内容

税の種別	措置内容
所得税、法人税	特別償却（特別償却率100分の8）
事業税	課税免除など（最大5年）
不動産取得税	課税免除など
固定資産税 ※石垣市及び粟国村除く	課税免除など（最大5年）

想定される効果の例

ケース① 法人税の減税(事業初年度)



事業者Aさんの例

集客数アップを見込み旅館業用建物を取得

- ・ 所得金額 800万円
(普通償却のみを損金算入した後の額)
- ・ 建物の取得価額 2,000万円

※ 法人税率を23.2%として計算

- 特例措置活用前
法人税額: **186万円** (800万円×23.2%)
- 特例措置活用後
課税所得: 640万円 (800万円－特別償却額(2,000万円×8%))
法人税額: **149万円** (640万円×23.2%)
- 特例措置の効果
37万円 (186万円－149万円)の法人税の減税(事業初年度)

ケース② 不動産取得税・固定資産税の免除



事業者Bさんの例

ワーケーション需要に備えホテルを新設

- ・ 固定資産税評価額 建物1,500万円
(課税標準額)

※ 建物は対象施設の全てを旅館業の用に供するものとする。
※ 建物の経年劣化による評価額の減少は考慮しないものとする。
※ 不動産取得税(建物)の税率を4%、固定資産税(建物)の税率を1.4%として計算

- 特例措置活用前: **165万円(5年間)**
 - ・ 不動産取得税: 60万円 (1,500万円×4%)
 - ・ 固定資産税(5年間): 105万円 ((1,500万円×1.4%)×5年)
- 特例措置活用後: **全額免除(5年間)**
 - ・ 不動産取得税: 全額免除
 - ・ 固定資産税(5年間): 全額免除
- 特例措置の効果
165万円の不動産取得税、固定資産税の免除(5年間)

申請方法・ステップ

① まずはお気軽にご相談ください



沖縄県 企画部 地域・離島課 離島振興班
TEL:098-866-2370



沖縄県離島振興税制



沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
TEL:098-894-6377



沖縄税制ワンストップ相談



- ① 沖縄県へ**確認申請書**と**添付書類(※)**を提出 ※添付書類の詳細は上記HPよりご確認ください
- ② 沖縄県より**確認書**を交付
- ③ **確認書**を添付し特例措置の申請

